

奈良県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十六年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

斑鳩町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業斑鳩町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年一月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

平成四年三月奈良県告示第五百六十六号、平成十年五月奈良県告示第百十一号、平成十五年四月奈良県告示第四十二号、平成二十二年三月奈良県告示第三百三十四号並びに平成二十三年三月奈良県告示第四百二十七号の事業地のうち斑鳩町龍田南四丁目、龍田西四丁目、龍田西五丁目、龍田西八丁目、法隆寺西三丁目、稲葉車瀬二丁目、小吉田一丁目及び服部二丁目地内において事業地を変更する。